

## 病児保育医師連絡票作成費補助制度のお知らせ

病児保育を利用するには、かかりつけ医療機関を受診し、医師連絡票を病児保育室に提出する必要があります。この際に自己負担が発生する場合があります。この費用を下記の限度額の範囲で今治市が補助をします。

ただし、病児保育併設医療機関（あおい小児科）を受診する場合には、この手続きの必要はありません。

### 【補助内容】

|        |   |
|--------|---|
| 補助対象者  | 病児保育を利用しようとする児童の保護者                                   |
| 補助対象経費 | 医療機関が医師連絡票を作成する際の保護者が負担する費用<br>※同一医療機関における月2回目以後の作成費用 |
| 補助限度額  | 1回につき2,750円   |

### 医療機関窓口での手続きの流れ

- ① 医療機関に医師連絡票の作成を依頼します。
- ② 医療機関から医師連絡票の発行を受けた際、作成費用が発生する場合は、医療機関窓口にて補助金申請書兼請求書に必要事項を記入します。
- ③ 医療機関窓口での支払いが補助限度額まで軽減されます。